

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(災害出場手当)</p> <p>第8条 災害出場手当は、<u>次に掲げる場合</u>に支給する。</p> <p>(1) 春日部市災害対策本部（春日部市災害対策本部条例（平成17年条例第160号）に規定する災害対策本部をいう。）又は警戒体制が設置されて、職員がその業務の命令を受け、従事したとき。</p> <p>(2) 消防職員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条に規定する消防職員をいう。次条第1項及び第10条第1項において同じ。）が同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として派遣されたとき。</p>	<p>(災害出場手当)</p> <p>第8条 災害出場手当は、<u>春日部市災害対策本部（春日部市災害対策本部条例（平成17年条例第160号）に規定する災害対策本部をいう。）又は警戒体制が設置されて、職員がその業務の命令を受け、従事したとき</u>に支給する。</p>
<p>2 前項に規定する手当の額は、<u>次に掲げる額</u>とする。</p> <p>(1) 前項第1号の業務 勤務1回につき勤務時間内にあつては1,000円、勤務時間外（勤務時間内から引き続き従事した場合を含む。）にあつては3,000円</p> <p>(2) 前項第2号の業務 日額3,000円</p> <p>(火災及び救急出場手当)</p>	<p>2 前項に規定する手当の額は、<u>その勤務1回につき勤務時間内は1,000円とし、勤務時間外（勤務時間内から引き続き従事した場合を含む。）は3,000円</u>とする。</p> <p>(火災及び救急出場手当)</p>
<p>第9条 火災及び救急出場手当は、<u>消防職員</u>が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(支給の制限)</p>	<p>第9条 火災及び救急出場手当は、<u>消防職員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条に規定する消防職員をいう。以下同じ。）</u>が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(支給の制限)</p>
<p>第11条 この条例に定める特殊勤務手当のうち<u>2</u></p>	<p>第11条 この条例に定める特殊勤務手当のうち<u>日</u></p>

<p><u>以上の支給要件に該当した場合は、支給要件に該当した特殊勤務手当の額のうち最も高い額を支給する。ただし、市長が重複して支給する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 この条例に定める特殊勤務手当のうち日額で支給するものは、その業務に従事した時間（第8条第1項第2号の業務にあつては、派遣された時間）が1日につき2時間に満たない場合は、支給しない。</p>	<p><u>額で支給するものは、その業務に従事した時間が2時間に満たない場合は、支給しない。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として派遣された消防職員（同法第11条に規定する消防職員をいう。）であつて、施行日以後引き続き派遣されているものにあつては、改正後の第8条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定により、施行日以後の派遣に係る災害出場手当を支給する。